

# 香川県教職員生活協同組合(教生協) コーナー

香川県職員の福利厚生制度

## 香川県職員 の 団体扱自動車保険なら...

団体扱契約は一般契約に比べて

# 約14.5% 割安!

香川県職員の大口団体割引 × 一括払・分割払とも一般契約に比べ

## 10% 適用 × 約5% 割安

※大口団体割引は、2022年10月1日～2023年9月30日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。大口団体割引は10%を適用しています。一時払の場合はさらに5%の割引が適用されます。分割払でも、分割払による保険料の割増がありません。大口団体割引は、団体全体のお引受実績「台数、保険金お支払い実績」に応じて毎年10月1日に見直しされます。<取扱保険会社>三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社

あなたの自動車保険は団体扱自動車保険ですか?ぜひこの機会にご加入ください。

団体扱自動車保険にすると

- ◆大口団体割引が適用されます。
- ◆団体扱自動車保険に切替えても現在の無事故割引は継承!  
他の保険会社・JA共済・全労済からの切替でも現在の無事故割引を継承OK!  
※一部等級が継承できない共済がございます。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ◆ご加入時に現金不要! 保険料は給与引き去りです。
- ◆同居のご家族のお車も団体扱でご契約OK!  
※ご契約者は香川県職員の方に限りますが、対象記名被保険者および車両所有者はご契約者の配偶者。ご契約者またはその配偶者の同居の親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合も、ご契約いただけます。  
※契約者が団体の構成員でなくなった場合等には団体扱特約が失効し、残りの保険料を一括してお支払いいただくことがあります。

このチラシは引受保険会社が香川県職員向けに販売する自動車保険(団体扱)の概要を記載したものです。チラシ内容についてご不明な点等がある場合には、引受保険会社までお問い合わせください。また、詳細につきましては、代理店より、重要事項説明書等を用いてご説明させていただきます。

教生協組合員のみなさまへ

【指定店割引】

# 10% OFF

※割引対象商品は本協会の提携店にお買い求めください。  
※適用する店舗が限られる場合があります。詳しくは各店舗にお知らせください。

## 年齢の制限はなくなりました!

# 香川県教職員生協です!

## 087-831-5870

担当 尾崎まで



香川県教職員連盟機関誌  
発行所:香川県教職員連盟  
発行者:高木 俊彦

〒760-0004  
高松市西宝町二丁目6番40号  
香川県教育会館602号

TEL(087)835-2721  
FAX(087)835-2723

毎月10日発行 定価1部50円  
(年間1,000円 送料とも)  
会員の購読費は会費の中に含む



香教連は、結成四十八年を迎えた、子供中心の教育を目指し、健全なる批判力を持つ、県内最大の教職員団体です。

## 第3回教育セミナー 開催

### 学校現場の課題について考える

#### 無理難題にどう応えるのか 保護者クレームの真意と背景を探る

一月十五日(日)ZOOMウェビナーによるWEB会議と香川県教育会館2階会議室を利用したハイブリッド形式で、第三回教育セミナーが開催された。

講師は、鳴門教育大学の特命教授阪根健二先生(香川県教育文化研究所所長)で「無理難題にどう応えるのかー保護者クレームの真意と背景を探る」と題して講演された。

様々な保護者対応の研修会が今まで開催されてはいるが、まずは「保護者の声を傾聴すべき」という形が一般的ではないだろうか?しかし、無理難題のクレームに、それだけで対応できるのだろうか?例えば、「担任を替えて欲しい。それができなければ、子どもを他の学級に移して欲しい。できないのなら学校には行かせない。」という形が意外にも多い。要求を呑むのか、それとも断るのか。

阪根先生は最初に、「愛とロマンだけではもう解決できない時代になってきている。きちんと説明をし、じっくり話せば分かってくらえると思いきや、なかなか。ただし、分かってくらえる努力なしでは解決できない。」と述べられた。

かつては、問題行動を起こす児童生徒の背景を理解しようとするが、その背後にいる保護者の背景になることまで理解しようとはしていなかった。しかし、最近はその部分への努力が必要になってきたのだという。

そこで、保護者からの要望に対する心構えとして五つのポイントを挙げられた。

ポイント① 「誰に対して、何を求めているのか」を把握し適切に應對しましょう。

最初に来訪や電話を受けた時

○まず、学校の代表として、丁寧かつ適切に應對します。通常の連絡や問い合わせであっても、應對の仕方によっては、相手に不満の気持ちを抱かせてしまうこともあります。

○「誰に対して」が明確でない場合は、学校の職員の代表として、「相手の思いを丁寧に聞く」ことが大切です。

ポイント② 相手の思いを傾聴し、理解に努める姿勢を示すことが大切です。

要望・苦情に接したとき

○「要望・苦情」の背景には本人にとって深刻な状況があるとともに、「学校に言おう」と決意した理由があることを念頭に置いて、話を聞き取っていきましょう。

○「要望・苦情」は学校への「期待・願い」の表れであるところから、相手の立場に立って、その背景や理由を理解するように努めましょう。

ポイント③ 客観的な事実と思い込みや想像などを区別しながら、訴えの内容を確認しましょう。

事実関係を確認するとき

○学校に対して何らかの対処を求めている場合、その内容を確認します。

○感情が高ぶっていて、話の趣旨が一貫しない場合もあります。その背景にある相手の気持ちに寄り添いつつ、客観的な事実を丁寧に確認して、訴えを整理していきましょう。

ポイント④ 組織として対応できるように、必ず《報告・連絡・相談》を

・相談・確認》を

判断に迷ったとき

○どの教職員であっても、見解を求められて回答した内容は、学校を代表したものになります。

○即答できない場合は、あらかじめこちらから連絡することを確認し、連絡先や連絡してもよい時間等を確認し、一旦電話を切ります。

## 日々是好日

今回は給特法はなぜ作られたのか?その背景について。

1948年に、公務員の給与制度改革が行われ、給与を支給する期間の拘束時間の短縮に合わせた給与の特長性となった。週48時間以上勤務するものとして、一般の公務員より、一割程度高い給料が支給されることとなった。その一方で、教員に対しての残業代は支給されないとされ、当時の文部省は、原則として超過勤務を命じないよう指導してきた。

ところが実態としては教員が正規の勤務時間外にも仕事をすることを求め、1966年頃から残業代の支給を求め、「超勤訴訟」が全国で起きていた。そして、その判決の中には、教員の時間外労働に対して残業代を支払うべきだといふものもあった。人事院はこの問題を指摘して、文部省は1966年度に一年をかけて教員の勤務実態調査を行い、これに基づいて1968年には教員の時間外勤務に対して「教職特別手当」を支給する教育公務員特例法改正案を国会に提出。しかしながらこれは廃案となつてしまった。

人事院はその後、教員の勤務に対して、他の公務員と同様に時間管理を行うことは適当ではないとして、時間外勤務に対する手当ではなく、勤務時間の内・外に関わらず包括的に評価した本給相当分として「教職調整額」による支給方式を提案し、1971年に給特法として成立した。

給特法は、法律の趣旨を規定した第一条で「この法律は、公立の義務教育諸学校等の教職員職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする」と、他の労働者や一般の公務員とは異なる「職務と勤務態様の特殊性」があるとしている。

この勤務態様の特殊性とは、学校外の教育活動や家庭訪問、学校外の自己研鑽といった教員個人の活動、夏休みをはじめとする学校休業期間などを指すとされ、勤務時間の管理は困難としているわけである。

次回はいよいよ、なぜ4%なのか?について述べていきたいと思います。